

# みどりの風

NO.61

脳トレよりも、人と直に会うことが大事

発行・編集責任(緑風会会长 大矢正明)

## 高額療養費制度上限見直し

### ▷ 透析患者医療費自己負担導入の危険

大きな病気や事故で高額な医療費がかかった時の支えが高額療養費制度です。患者の自己負担に月ごとに一定の上限を設ける制度で「もしもの時」の安心にかけません。

中でも長期療養の場合に特例が認められているのは血友病、人工透析の腎臓病HIVの3疾患のみです。つまり、人工透析患者は、「特定疾病療養制度」を取得すると医療費の自己負担が1ヶ月1万円(但し70歳未満で基礎控除後の年額所得額が600万円を超える場合は月額2万円)になっています。それが現在国会で検討されている高額療養費上限が見直しされ、現在1万(2万)円/1ヶ月以上増額されてしまうと、それが各都道府県の「重度心身障害者医療費助成制度」に影響し、現在自己負担が導入されている28都道府県の自己負担額の増額、自己負担が導入されていない岐阜県を含む19県の自己負担導入の危険が予想されます。患者負担増でなく軽減を求める声を広げましょう。

### 自宅ができるフレイル予防

寒い季節は外出がおっくうになります。筋力が衰え「フレイル(虚弱、老衰)になるかもしれません。

#### □□習慣化したい7項目□□□

1. ものにつかまらずにできるだけ自力で起き上がりましょう。
2. 室内では、足裏、足指を意識して床をしっかりと押して移動しましょう。
3. タイマーや時計の音を活用して、時間通りに炊事や洗濯、掃除など複数の作業を同時に行いましょう。
4. 体調が良ければ自転車や徒歩で出かけ、徒歩の場合はなるべく早歩きを心がけましょう。車を利用する場合はあえて店から遠い場所へ駐車しましょう。
5. 入浴後にストレッチしましょう。
6. 片足立ちで手足を動かしたり、公園内のラインなどを素早く左右に移動したりしてみましょう。
7. 排尿は我慢できるように、排便はがまんせずによろけないようにつとめましょう。

※運動するときは、動きやすい靴や服装にかえ、入念な準備運動を実行してからにしましょう。



裏面も御覧ください

※みどりの風、60号 記述の

「今回の入院で明らかにならぬ病名は慢性習不全、狭心症、先駆症のうち慢性習不全は誤りで慢性心不全が正しい」訂正とお詫びします。

## 『重度心身障がい者等医療費助成制度』の継続のお願い

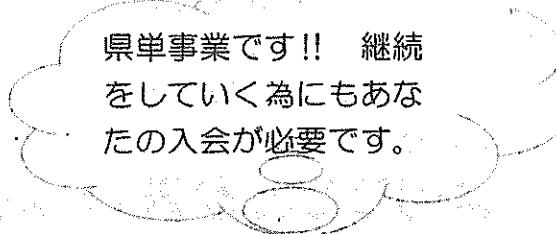
岐阜県（国民健康保険課）より回答がありました。

### 【要望】

「透析患者の命と暮らしを守る」ため、現行の「福祉医療費助成制度」（重度心身障がい者等医療費助成制度）の継続をお願いします。また、この制度に患者一部自己負担を導入しないことも併せてお願いします。

### 【説明】

長期透析による合併症や透析患者の要介護患者の増加は深刻な問題です。透析患者は週3回の通院が必要ですが、通院が困難な患者も増えています。今後ますます高齢化する透析患者にとって透析治療における診療報酬の引き下げ、入院時の食事代、居住費の負担増、老齢年金及び障害年金の将来性、介護利用料の引き上げ等の計画は社会保障の後退とならないか大きな不安となっています。このような状況のなかでも県の重度心身障害者医療費助成制度による自己負担無しは、透析患者が「いつでも、どこでも、誰もが」安心して医療を受けられる全国に誇れる制度として、大変感謝しております。今年度もこの制度を継続していただき、患者一部自己負担が導入されることのないよう強く要望するものです。



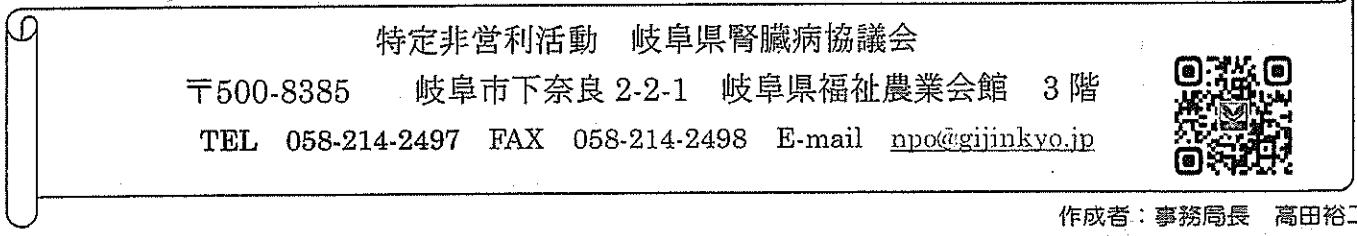
### 【回答】

本県の重度心身障害者医療助成制度は、昭和48年1月に創設され、その後、助成内容を見直すことにより対象を拡充してまいりましたところでございます。現在では身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A1からB1、精神障害者保健福祉手帳1級および2級、並びに戦傷病者手帳の保持者であって、身体障害者手帳4級の方を対象とし、特別児童扶養手当所得制限限度額に準拠した所得制限を設けております。また、助成方法は自己負担がないことに加え、現物給付を主な支払い方法としており、医療機関窓口での一部負担の支払いが不要であり、全国的に見ても手厚いものとなっております。令和6年4月現在で28都道府県が自己負担を導入しているところでございます。今年度もこの内容で制度を継続しており、今後とも、重度心身障害者医療費助成制度の継続に努めてまいりたいと思います。



その他要望につきましては清流87号に掲載いたします。

毎年、健康福祉部長と懇談をしてお願いをしています。他県議会議長・厚生環境委員長・県議会議員各会派代表・42市町村福祉課等と継続のお願いをしています。



特定非営利活動 岐阜県腎臓病協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館 3階

TEL 058-214-2497 FAX 058-214-2498 E-mail [npo@gijinkyo.jp](mailto:npo@gijinkyo.jp)

